平成２２年（フ）第１８４８号
大阪市西成区天下茶屋北１丁目４番20号　メゾン花園406号
債務者　西谷　光司
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６１号
大阪市平野区瓜破東２丁目11番３号　瓜破アーバンライフⅢ番館302号
債務者　堀内　康次
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０号
横浜市港北区新吉田東５丁目56番22号　カネコハイム101
債務者　外崎理恵子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９３号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目45番地７　サンクレスト小林104号
債務者　森　　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２号
秋田県横手市安田字堂山162番地２
債務者　畑田　明生
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１２８号
静岡県浜松市中区龍禅寺町387番地の２　グランコート龍禅寺201号
債務者　石黒　清一
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
香川県丸亀市土器町北２丁目87番地　オーヴＤｏｋｉ　Ｃ棟201号
債務者　持木　博之
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午前11時５分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６４０号
青森市大字駒込字蛍沢59番地36
債務者　成田　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
青森市大字新城字山田619番地22
債務者　岩谷　　豪
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
青森市中央１丁目20番７―602号
債務者　原田　　豪
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
青森県むつ市川内町桧川川代246番地１
債務者　八戸　　翔
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８号
青森市勝田２丁目８番６号　弘寿荘６号
債務者　登山　**邦**男
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
青森市大字大野字山下57番地13　メゾンカトレア201号
債務者　工藤　洋一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
青森県むつ市小川町２丁目４番29号
債務者　石倉　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
青森県下北郡風間浦村大字下風呂字鳥谷場ノ上15番地20
債務者　工藤　祐介
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係